## 審查基準

A-e-18 令和4年5月13日作成

法 令 名: 道路交通法

根 拠 条 項: 第108条の32の3第1項

処 分 の 概 要: 運転免許取得者等検査の認定

原権者(委任先): 愛知県公安委員会

法 令 の 定 め: 道路交通法第108条の32の3第1項(運転免許取得者等検査の 認定)

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条(方法の区分)、第2条(運転免許取得者等検査員)、第3条(設備)、第4条(方法の基準)、第5条(認定の申請)

審 査 基 準:別紙1及び別紙2のとおり。

標準処理期間: 30日(行政庁の休日は含まない。)

申 請 先: 愛知県警察本部運転免許課

問い合わせ先:

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第1号 愛知県警察本部運転免許課検査実施係

電話 (052) 951-1611 内線 781-259

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条第2号愛知県警察本部運転免許課講習実施係

電話 (052) 951-1611 内線 781-260

備 考: